

令和7年度 事業計画（田園調布学園大学）

I. 教育方針

学校法人調布学園が設置する田園調布学園大学は、建学の精神である「捨我精進」を教育理念の基盤とし、社会に貢献しうる、質の高い「実践力」を有する人材を育成することを教育目標とする。

II. 大学院、学部、学科、入学定員

大 学			入学定員
人間福祉学部	社会福祉学科	社会福祉専攻	80 人
		介護福祉専攻	30 人
	共生社会学科		50 人
子ども教育学部	子ども教育学科		80 人
人間科学部	心理学科		60 人
合 計			300 人

大 学 院		入学定員
人 間 学 研 究 科	子ども人間学専攻	5 人
	心理学専攻	10 人

III. 事業計画

1-1. 学長直轄事業

◆ 教学マネジメント検討会議

(1) 令和7年度カリキュラムの適切な実施及びカリキュラム関連事項の点検

令和7年度カリキュラム及び既存カリキュラムの実施について、学生に不利益のないよう検討し確認を重ねる。また、既存カリキュラムの開講科目について、年度経過を見通した計画を立てる。

(2) アセスメント・プランに基づいた学修成果・教育成果の把握と可視化及びフィードバック

学修支援シートを用いた DCU 学士力の自己評価と客観的評価の関連性について可視化し、学生及び教員に対しその結果をフィードバックする。そして、これを授業計画や学生の主体的な学びに反映させる。

(3) 教学に関わる事項の共有

教学マネジメント検討会議、IR 室、教務委員会、FD・SD 委員会、情報基盤センター等と情報共有・連携を図り、学生本位の学びの保証につなげる。

(4) 共同研究費や外部研究資金による研究成果の公表支援及び実施

(5) 学部と研究科のカリキュラムの連続性の担保

学部と研究科の三つのポリシー及びカリキュラムの連続性について確認し、必要に応じて改正する。

◆ 大学改革推進会議

(1) 大学改革の推進

大学改革プロジェクト報告に基づき策定された「今後の大学（学部）改革に向けた取組（Five-Year Action Plan）」及び「中期計画」にしたがい、大学改革を推進する。主として、全学での新カリキュラムの運営、子ども教育学部及び大学院人間学研究科子ども人間学専攻における小学校教員専修免許状取得のための課程の運営、大学・高専機能強化事業によるデジタル地域社会学科の新設準備を円滑に進める。

(2) 令和8年度以降の大学改革案の策定

中央教育審議会における審議動向などを踏まえ、「今後の大学（学部）改革に向けた取組（Five-Year Action Plan）」及び「中期計画」を修正しながら、改革案を策定する。

(3) 私立大学等改革総合支援事業タイプ3の採択に向けた取組

大学改革のキーコンセプトになっている「地域に根ざした顔の見える大学」を実現するために、私立大学等改革総合支援事業のタイプ3「地域社会の発展への貢献」の採択をめざし、その採択条件を満たす改革を積み重ねる。

(4) 地域社会との連携

「DCU 子どもひろば：みらい」は利用者が増加しているため、令和7年度はその活動を踏襲するとともに、令和6年度に開室した心理相談室の活動とも連携しながら、地域との密接な関係を深める。また、川崎市教育委員会との包括協定に基づき、小学校教員の養成を目指し、地域の小学校との連携を推進する。

(5) 学生支援の強化

多様な学生の入学により、学生支援の必要性が増大しているため、学生支援のためのセンター組織を立ち上げる準備を進める。

(6) 入試改革に向けた取組

多様な入試を実施するとともに、地方の高校からの入学者増加をめざした改革に取り組む。

1－2. 大学運営推進基盤事業

◆ IR室

大学を取り巻く環境が大きく変貌する中、大学運営に関する構想や経営面の改善に資する政策策定に有益なデータ分析・情報提供が必要である。

令和7年度は、大学運営に資する情報・データの収集や分析を行うとともに、外部アセスメントテスト（PROG）及び学修行動調査（ALCS）を継続実施し、その結果についての分

析を行う。

2. 人間福祉学部 社会福祉学科（社会福祉専攻、介護福祉専攻）

（1）安定した学生生活のサポート

学生の安定した学修環境を確保するため、DCU 学士力を基礎とする学修支援シート、ALCS、PROG、授業アンケート等のアセスメント・プランに基づく諸指標について、教学マネジメント検討会議、IR 室とも連携しながら、教育の質を保証する取組を行う。

学生情報の把握と共有を強化し、退学予防にもつなげる。また、退学予防の一助とするため、令和6年度に社会福祉専攻1年生に実施したチームビルディングプログラムを、令和7年度は社会福祉学科の新入生に実施する。

（2）入学者確保に向けた取組の継続

入学者の確保に向けて高校内ガイダンス等に積極的に参加し、高校生に社会福祉や介護福祉の魅力を伝え、受験につなげるなど具体的に取り組む。

（3）新旧カリキュラムのスムーズな移行と確実な実施

新カリキュラムを円滑にスタートさせ、旧カリキュラムからの移行が滞りなく実施できるよう努める。また、令和7年度より国家試験の受験は全て「選択」と位置付けたが、ソーシャルワーカー養成を基礎とすることに変更はない。学科教員が自らのフィールドワーク実践を紹介する機会を新たに設けるなど、引き続き学生に福祉の魅力を伝え、資格取得者及び福祉従事者の養成を推進する。なお、新カリキュラムで閉講となった福祉職公務員養成関連学習については学生の希望が高いことを踏まえ、平成8年度の学科事業化に向けて新たなスキームを検討し、整備を図る。

（4）卒業生と在学生をつなぐ活動

卒業生の現場経験を在学生に向けて話す機会を設け、在学生の専門教育への意欲・姿勢の向上や卒後進路の目標設定に役立てる。

（5）卒後教育の充実

卒業生に対する精神保健福祉及び医療福祉等の分野別学習会を実施し、卒後教育をさらに充実させる。また、DCU 祭等でホームカミングデーを開催するなど、卒業生同士の交流を深めていく。

3. 人間福祉学部 共生社会学科

（1）新カリキュラムの実施

令和7年度より、1年生を対象に新カリキュラム「共生マインド実践講座」がスタートする。共生社会学科の教育の目的である共生社会の実現を目指して活躍できる人材の養成を行ううえで、「共生マインド実践講座」は主要な科目であるので、着実にその目的が達成できるように、福祉・心理・教育の3分野の教員が共同連携して実施していく。

（2）退学防止に向けた人間関係づくりプログラムの実施

令和6年度に新入生向けに実施した「チームビルディングのプログラム」が大変効果があり、参加した学生から好意的な意見が寄せられた。入学後の教育環境に不安がなくなるという効果は退学予防の点でも重要な要因であるため、令和7年度も継続して実施する。

(3) キャリア教育と進路選択、就職及び資格取得に向けた指導

「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の授業や「コース制」による指導、アドバイザー・アワー等も活用しつつ、早期からのキャリア教育と特に3年生に対しては専門演習の適切な時期に就職に向けた指導を行い、就職活動に対する意識を高め、学生生活・進路支援課と連携しながら学生の就職支援を行う。また、夏期休暇期間中に行われる各企業や福祉団体などのインターンシップに学生が参加するように指導する。さらに、教職分野を希望する3・4年生を対象に、夏期休暇及び春期休暇期間中に教員採用試験対策講座を設け、本学科の教員又は外部講師が採用試験に向けて充実した指導を実施する。

(4) 入学者確保のための広報戦略

社会福祉学科と心理学科の狭間で共生社会学科の特長が受験生には見えづらく埋没しているため、学科の特長を打ち出すべく「共生社会の実現のための人材育成」という目的をはじめ、教育内容などを大学のホームページを活用して訴求する必要がある。また、オープンキャンパスや高校での模擬授業なども積極的に実施する。

(5) 学生への教育効果アセスメントの実施と分析

PROGテスト及びDCU学士力振り返りシートを活用し、社会で求められるジェネリックスキルやDCU基礎力及びDCU専門性を身につけられるよう支援・指導の強化を図る。また、中期計画における教育の質保証を踏まえ、アセスメント・プランに基づく諸指標について、教学マネジメント検討会議やIR室と連携しながら、学科の教育評価と課題の検討を行う。

4. 子ども教育学部 子ども教育学科

(1) カリキュラムの円滑な運用について

令和7年度より、これまでの保育士、幼稚園教諭の資格・免許に小学校教諭が加わった新しいカリキュラムがスタートすることから、その初年次カリキュラムをつつがなく遂行し、2年次から各資格・免許取得に応じたコース選択へと繋げる。加えて、平成31年度以降入学者カリキュラムと並行した運用となるため、混乱が生じないように両カリキュラムを俯瞰しながら進める。また、小学校教育実習が新たに加わることから、新たな実習体制を検討し、構築していく。

(2) 入学者確保のための広報活動

1) 小学校課程が加わった新しいカリキュラムにおける各資格・免許取得に向けた養成像、特に幼保小の接続に強みをもつ保育者や教師について、川崎市と連携しながらその学びの様子に具体性をもたせた広報活動を行う。

2) 共同シンポジウムの開催

大学院と共同のシンポジウムを開催するとともに、本学専任教員や非常勤講師等による教育方法等に関する会議を行う。

(3) 退学防止の手引を活用した学生指導

退学防止の手引を活用し、教職員の連携のもと細やかな学生指導を行い、支援体制を強化する。

(4) 「DCU 子どもひろば：みらい」を通じた地域貢献

令和6年度より開室数を増やし実施したが、良好な状況で終了することができたことから、令和7年度も継続し、地域支援や学生の学びの充実はもとより、卒業生支援・連携も

視野に運営していく。

(5) 卒業生への卒後教育

令和5年度及び令和6年度卒業生に向け、シンポジウムや講演会など卒業教育に資する企画を立案し、案内チラシを送付する。

(6) 策定されたアセスメント・プランに基づく調査とフィードバックの実施

学修成果、教育成果の把握のために策定された DCU 学士力に関する学生への調査方法をリニューアルしたが、その試行及びフィードバックを通して、子ども教育学科の教育の質保証のための振り返りを教学マネジメント検討会議及び IR 室等と連携しながら行う。

5. 人間科学部 心理学科

- (1) 心理学科では、令和6年度に入学定員を40名から60名に変更したが、令和7年度の入学者数は、その入学定員を超える。こうした学生数の増加と、それに伴う公認心理師資格取得希望者（令和5年度は15名程度だったが、令和7年度は25名以上になる見込み）の増加に鑑み、臨床現場で必要とされる心理検査の実習を含む教育の充実を図る。また、知能検査、発達検査、人格検査等の最新版を用いて、少人数グループによるロールプレイを取り入れるなど授業の質的充実を図る。
- (2) カウンセリングの練習用の演習室や箱庭療法のセットなどを積極的に利用し、臨床的な心理学の学びの機会を学生に提供する。特に、箱庭療法については、実施法をわかりやすく解説したビデオを活用し、少人数グループに分かれて箱庭療法の体験やカウンセリングの体験を「心理演習」で行う。
- (3) 心拍測定や視線追跡などの生理指標を用いた「生理心理学」等の授業のより一層の充実を図り、生理指標を卒業研究などに用いる学生のニーズに応える。
- (4) 「認知心理学」等の授業で用いるディスプレイを更新し、学生がより授業を受けやすい環境を整備する。
- (5) 公認心理師資格取得を希望する学生が受講する「心理実習 II」の内容を充実させるため、授業曜日・時間を固定し、事前・事後学習を充実させる。
- (6) ゼミナールの人数の偏りをなくし、学生が少人数で十分な研究指導を受けられるように環境を整える。
- (7) 令和6年度より、大学院生を中心に行われている大学近隣の川崎市立小学校の不登校対策室へのボランティアを学部生にまで広げ、地域支援を実践する。また、大学院生と学部生の交流を促進する。
- (8) 「社会教育実習」（4年次）履修者の実習先を開拓し、実習環境を整備・充実させる。
- (9) 社会教育関連の書籍・資料・文献の拡充を図る。

6. 大学院人間学研究科

(1) 子ども人間学専攻及び心理学専攻におけるカリキュラムの適切な実施

令和7年度より、子ども人間学専攻及び心理学専攻は、大学院学則を変更し、新しいカリキュラムを導入する。特に、子ども人間学専攻は、小学校教員専修免許状取得のための課程が置かれることから、大幅な改訂となる。令和7年度は、新カリキュラムが適切に実施されるようにするとともに、旧カリキュラムが適用されている大学院生に不利益が生じないように配慮する。また、地方在住の入学希望者や在籍する社会人学生が多いことか

ら、オンライン授業を積極的に実施する。

(2) 入試・広報活動の推進

大学院学生の募集にあたっては、入学相談会以外の入学相談や授業見学などを積極的に行う。また、大学院のホームページを改善し、大学院のトピックも定期的に配信する。特に、子ども人間学専攻においては、自治体・法人・企業などとの連携を深め、長期研修生の受け入れの準備を行う。また、心理学専攻においては、新たな入学試験の形態を検討し、令和8年度入試から導入する。

(3) 大学院生の学修環境の向上

大学院生の増加により現在の院生研究室が狭小になっていることから、院生研究室的の拡充を図る。

(4) 専門性の深化と学外へ向けての研究成果の発信

各専攻でシンポジウムを開催し、研究成果を学外に積極的に発信する。特に、子ども人間学専攻のシンポジウムは、新たに小学校教員専修免許状取得のための課程が設置されることに鑑み、子ども教育学部とも協力して実施する。

(5) 修士論文指導体制の強化

公認心理師試験が3月になったことから、心理学専攻の中間発表会、修士論文提出日、修士論文発表会などの時期や方法を模索してきたが、令和7年度においてその時期・方法を確定する。

(6) 学外心理実習の充実

公認心理師養成に関わる実習施設の拡充を図り、協力施設との連携を強化する。また、学外実習の訪問指導は、専任教員のみならず、兼任教員や兼任教員（非常勤講師）も行う体制を構築する。

(7) 学内心理実習の充実＝心理相談室の活用

心理相談室を学内実習施設としてさらに活用していくとともに、学内外の機関などと連携を図り、その内容を充実させる。

(8) TA の活用

大学院生のキャリアにもなる TA 制度を積極的に活用する。TA の教育については、必要に応じて研修を行う。

(9) 進路指導の強化

大学院生のキャリア・パスを支援するための進路指導体制を強化する。

7. 図書館

図書館のリフォーム計画に関し、令和7年度は以下の2点の整備を中心としながら具体的な計画案の策定を進める。

(1) 図書館運営体制の整備

本学の教育・研究活動を支える組織としてふさわしい図書館運営体制を早急に整備する。具体的には、人員体制、特に学修支援の要となる図書館業務に専従する人材の確保と配置の必要性について、学内の共通理解の醸成を重点事項とする。

(2) 中長期計画における図書館計画の遂行

コロナ禍による混乱から落ち着きを取り戻していく社会的な流れを受け、令和4年度より、図書館内でのさまざまな学修体験の機会を増やすための取組を重点事項として実施

している。しかしながら、コロナ禍が大学生の学修スタイルに与えた影響は大きく、今後の学修における図書館の役割を改めて確認しながら、令和7年度も引き続き対面サービスの充実を図り、図書館内での学修体験が学生一人ひとりの学修成果に結びつくような取組について検討し、実施する。

8. 実習委員会

(1) 実習の効果的な実施

3学部11種類の実習の円滑な実施と、学生が実習に主体的に臨めるよう、効果的な実習の教育環境を整備する。特に、令和7年度は、実習の選択制に伴う学生対応及び諸手続き等について情報共有を行い、実習実施に関わる適切かつ効果的な実施のための基準を作成する。

(2) 実習生の教育的成果の確保

実習教育の教育効果を高めるため、ICT活用について検討を行う。具体的には、実習及び実習指導における実習支援システムの導入に関わる情報共有及び、ICT活用の目的・内容・方法等（技術的サポートを含む）に関する基本方針案の策定を行う。

(3) 実習後の学生による報告会と実習指導者との連絡会の実施

各学部・学科・専攻において、実習を終了した学生が学修成果を発表する実習報告会を実施する。また、実習指導者との連絡会の実施にあたってのオンライン活用について、その効果を実習指導者及び実習担当教員の双方から把握し、検証を行う。

(4) 自然災害や感染症などの病気、事故などの不測の事態の対応

自然災害や新たな感染症が発生した場合に、実習教育を止めないための事業継続計画の策定を中期的に行う。

9. 教務委員会

(1) 授業の円滑な運営・実施

- 1) 年間の授業（授業回数の確保）及び、試験実施に関する円滑な運営を図る。
- 2) 令和6年度以前のカリキュラムと令和7年度カリキュラムが同時進行するため、入学年度に応じた履修指導及び履修登録を実施する。また、対象学生が卒業要件を充足できるよう、アドバイザーを中心に適切な履修指導を行い、各学科・専攻及び教学マネジメント検討会議とともに当該カリキュラムの運営にあたる。
- 3) オンライン授業については、情報基盤センターと連携し、円滑な運営にあたる。
- 4) 「でんでんぱん」による試験実施調査や成績報告等にあわせ、関連事項のマニュアル配信を実施する。
- 5) シラバス記載内容の確認について、教務委員や教職課程委員のみならず、FD・SD委員、学部長や学科長とともに、役割分担の下でDCU 学士力（基礎力）及びDCU 学士力（専門性）と当該科目との関係性に注視した確認作業を行う。

(2) 教育課程の体系的性を明示する仕組みの構築に向けた検討

学科・専攻による科目ナンバリングについて検討し、教学マネジメント検討会議と情報共有しながら立案する。

(3) 障害等により授業や試験で配慮を必要とする学生への学修支援体制の整備

保健・衛生委員会、障害学生支援室(サポートルーム)及び関連機関・事務所管と連携し、授業や試験で配慮を必要とする学生への支援体制を整備・拡充させる。

10. 教職課程委員会

(1) 学校現場と教職課程との連携

教員養成に係る地方自治体との連携・協力に関する本学の事業を推進する。

(2) 教員採用試験対策講座の充実

採用試験制度の変化、大学推薦制度の早期化及び受験者のニーズに対応した講座の運営を図る。

(3) 教職関係の学外組織からの情報収集・意見交換

教職課程に関する政策・改革動向について、関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会などの学外組織から情報収集を行い、教職課程の適切な運営に役立てる。

(4) 教職課程自己点検評価の実施

学内関係機関と連携し、教職課程の自己点検評価を実施する。

(5) 職掌事項の円滑な実施

「委員会の職掌に関する規程」に規定された事項を円滑に実施するため、必要となる業務改善に努める。

11. 入試委員会

(1) 令和8年度入学者選抜試験の適正な実施

- 1) 各入学試験の募集要項及び入学者選抜ガイドラインの更新を進める。
- 2) 総合型入学試験の受験者拡大に向けた取組と円滑な実施を図る(川崎市教育委員会との連携に係るものを含む)。
- 3) 学校推薦型及び指定校型入学試験の対象者の調整を推進する(依頼先の見直し等)。
- 4) 一般入学試験等における入試問題の作成体制を検討する。

(2) 社会情勢や受験生のニーズに応じた新たな募集方法等の検討

- 1) 地方入学試験やオンライン入学試験の導入
- 2) 多様な受験生を対象とする募集(児童養護施設等出身者、外国人留学生、外国にルーツのある方、障害のある方等)
- 3) 効果的な学費減免及び入学検定料減額

(3) 大学入学共通テストの実施・運営

昭和音楽大学及び聖マリアンナ医科大学との3大学共同により円滑な運営を図る。

(4) 広報委員会との連携強化

- 1) 学校推薦型及び指定校型入学試験の調整や高校の統合等による重点校の見直しを推進する。
- 2) 高校教員対象説明会の充実を図る。
- 3) オープンキャンパスの充実に向けて、広報委員会と協働する。

1 2. 広報委員会

(1) 入学者確保に向けた対策の強化

- 1) オープンキャンパスの実施内容及び運営方法等の抜本的な見直しを行う。
- 2) 高等学校との連携強化への具体的な取組を行う。
- 3) 神奈川県、川崎市等の教育委員会との連携を強化する。
- 4) 外国人留学生確保に向けた広報活動を検討・実施する。
- 5) 施設・園・企業との連携による入学者確保に関する検討を推進する。

(2) 広報内容の再検討及び学内共有の推進

- 1) 大学及び各学部・学科・専攻のブランド化を検討する。
- 2) 各学部・学科・専攻の訴求ポイントの再構築と学内共有を推進する。

(3) 広報ツールの見直し

- 1) ホームページの充実を図るとともに、全面リニューアルに向けた検討を進める。
- 2) 効果測定が可能な Web 広告の充実を図る。
- 3) 大学案内その他広報媒体の充実を図る。

(4) 入試委員会との連携強化

1 3. 進路指導委員会

(1) 進路指導に関する取組

1) 学生の進路希望・進路内定状況の把握

適切な進路指導を行うため、全学年の学生を対象に進路調査を実施する。また、進路内定状況を各学科・専攻とも連携しながら把握する。これらの結果を大学内で随時共有し、進路等に関わる学生支援に活用する。

2) 進路ガイダンス及び進路イベントの実施・検討

各学年、学部に適した進路ガイダンス及び進路イベントを実施するとともに、年間を通じて効果的なガイダンスとイベントのあり方を検討する。また、低学年のキャリア教育の促進について検討する。

3) 学生への具体的な進路指導の実施

学生に就職相談、模擬面接及び履歴書添削等の個別指導を行う。また、障害学生の就職支援に関わる学内の連携と支援策について検討する。

4) 就職関連情報の発信

求人票や合同説明会及びインターンシップ等の就職関連情報を、学生に積極的かつ迅速に提供する。また、大学主催インターンシップ及び大学公認インターンシップを推進する。さらに、卒業生にも求人検索 NAVI の利用方法を案内する。

5) 試験対策講座・資格取得講習の実施及び資格取得の支援

① 筆記試験対策講座

外部委託による就職のための筆記試験対策講座を開講する。

② 介護職員初任者研修講座

外部委託による講座を開講する（提携校にて受講）。

③ 進路に繋がる資格受験及び取得の支援

同窓会の協力・支援により資格受験助成を実施する。

(2) 国家試験対策に関する取組

1) 4年生に対する受験支援の推進

外部講師による社会福祉士国家試験受験対策講座、国家試験ガイダンス及び模擬試験を実施するなど、国家試験を受験する学生の支援を推進する。

2) 1・2年生に対する支援の推進

福祉住環境コーディネーター検定試験に向けての外部講師による対策講座を実施するとともに、各種検定試験受験の推奨を図る。

3) 介護福祉士国家試験・介護福祉士養成校学力評価試験対策の充実

模擬試験と学習指導を効果的に実施する。

4) 卒業生による講演（合格体験談）と学習相談会の実施

卒業生2名を招集し、講演（合格体験談）を実施する。また、教員、卒業生、学生による学習相談会を実施する。

1 4. 学生委員会

(1) 学生課外活動の支援

- 1) 学生課外活動や学生企画行事には、学生の自治を尊重しつつ見守り支援を行う。
- 2) 学生自治活動に多くの学生が関わることができるよう、広報活動の支援や充実に努める。

(2) 学生交流活動の推進

- 1) 「喫煙」「ながらスマホ」「公共交通機関の利用」等に関するマナー向上の啓蒙活動を実施する。
- 2) 委員会主催の学生交流プログラムを実施し、学生の視野を広げる機会を提供する。
- 3) アドバイザーやクラブ顧問等との学生交流を積極的に支援する。

(3) 「西村一郎奨学金」の選考

「西村一郎奨学金」の募集・選考を行う。選考時期は例年通りとする。

(4) 学生表彰

学生会や部・サークル他、学生の課外活動等を積極的に把握・評価し、学生表彰候補者選考を内規に従って行う。

1 5. 国際交流委員会

(1) 全学共通の海外研修の実施

人間福祉学部、人間科学部及び子ども教育学部主催の海外研修を各学部と協議し、準備・実施する。

(2) 台湾・弘光科技大学との教育交流の促進

- 1) 弘光科技大学のサマープログラムに本学学生を派遣する。
- 2) 弘光科技大学主催のオンライン中国語プログラムへの参加者を増加させる。

(3) 本学のサマープログラムへの協定校学生の受入れ促進及び同プログラムの充実

(4) 新たな大学間交流協定校の調査・検討及び協定校の拡充促進

16. 自己点検・評価委員会

- (1) 令和元年度大学機関別認証評価の結果に基づき策定されたアクションプランの計画的遂行について、取りまとめを行う。
- (2) 自己点検・評価への学生の参画・関与の機会として、意見交換会を企画・実施する。
- (3) 令和8年度認証評価受審に向けて、準備を進める。

17. 図書・紀要委員会

(1) 紀要関連諸規程・内規等の見直し

本学の研究活動の学際化・多様化に対応するため、過年度より紀要の執筆要領改訂等、関連諸規定の見直しを適宜進め、一定の成果を上げることができた。令和7年度も引き続き学内の研究活動の動向を踏まえ、紀要刊行に関わる関連諸規程・内規の整備を進める。

(2) 紀要投稿論文の質の向上方策検討

本学の研究活動促進に資するため、FD研修の一環として、ワークショップ等の具体的方策を検討した上で実施する。これにより、学内の研究活動に対する知見を高め、紀要執筆活動を通じた切磋琢磨を図ることで研究活動の促進につなげる。

18. 地域交流センター、地域交流委員会

(1) 協定先との連携・協力の推進

麻生区、宮前区、川崎新都心街づくり財団及び長沢商店会・長沢まちづくり協議会との連携協力体制の構築や取組について検討し、具現化する。

(2) 地域交流事業の見直し及び改善の実施

従来の課題をもとに地域交流事業（高大連携、ボランティア専門講座・公開講座及びミニたまゆり等）の見直しや改善を段階的に実施する。

(3) 地域貢献事業の体制づくり強化の検討推進

19. 保健・衛生委員会

(1) 障害学生支援室の機能強化

障害を有する学生のニーズに応じた適切な支援が学生生活全般において実施されるよう、障害学生支援室の機能強化を図る。また、学内機関・事務所管との連携・協働を図り、障害を有する学生へのフォローアップを行う。さらに、障害学生支援スタッフ養成研修を行い、支援体制の充実を図る。

(2) 学生相談室の機能強化

精神疾患や発達障害あるいは青年期特有の課題を抱え学生相談室を利用する学生に対する支援を、より一層充実させる。そのため、学生相談室内のカンファレンスを定期的に行い、学生相談室相談員の連携強化を図る。また、学生相談室と保健室、障害学生支援室等の学内関係機関・事務所管との連携・協働を図る。

(3) 健康教育の実施

全学部1年生を対象に、年1回の健康教育（「デートDV予防」）を実施する。

(4) 感染症予防対策の強化

インフルエンザ、風疹及び新型コロナウイルス等の感染症について注意喚起するとともに、基本的な感染症対策について「でんでんぱん」やリーフレットを通じて注意喚起す

る。

(5) DCU 祭における委員会企画の実施

学生と地域住民に対する健康教育を目的に、令和6年度と同様に、DCU 祭において「骨密度測定」を実施する。

(6) 講習会の実施

学生を対象とした「日本赤十字救急法救急員養成講習会」及び「日本赤十字幼児安全法講習会」を実施する。

(7) 安全衛生管理の実施

産業保健の観点から、教職員の健康問題の予防及び解決を目的とした、産業医による定期職場巡視及び教職員健康相談を実施する。また、労働安全衛生法に伴うストレスチェックを実施し、職場環境整備や衛生管理を推進する。

20. FD・SD委員会

(1) 授業公開の実施

授業公開は、前期、後期各1回実施する。公開対象とする授業は、オンライン授業及び学内での対面授業など、授業形態を問わず実習を除いたすべての授業とする。

(2) 学生による授業アンケートの実施

授業アンケートは、全授業科目を対象に前期、後期各1回実施する。アンケート結果は全教員にフィードバックし、各自の授業改善に役立てる。また、令和7年度より授業終了時期が通常と異なる科目についてもアンケート実施の対象とする。

(3) SAの実施

非常勤講師が担当する科目については、令和6年度に引き続きSAの募集対象とする。また、前期及び後期授業終了後にSAを利用した教員とSAに対してアンケート調査等を実施し、SA制度の改善を図る。

(4) FD研修会及びSD研修会等の実施

自主企画によるFD研修会の募集・実施を行う。また、FD・SD委員会主催のFD研修会は任意参加によるものとし、年に1回継続して実施する。なお、教員1人につき、自主企画による研修会又はFD・SD委員会主導の研修会に年度内に1回以上参加することを義務とする。また、日本高等教育評価機構の評価基準の変更に伴い、TAを行う大学院生及び実習巡回を行う職員等については、自主企画によるFD研修会やFD・SD委員会主催のFD研修会に参加可能とすることを検討する。SD研修会(教員も参加)は従来通り年に1回行う。

(5) シラバスチェックの実施

教務委員会と連携し、シラバスチェックを実施する。

21. 研究倫理委員会

(1) 研究倫理申請への対応

申請に対して、審査委員の選出及び審査を適正かつ迅速に行う。

(2) 研究倫理教育 e-ラーニングの実施

研究倫理教育 e-ラーニングを教員、大学院生及び卒業研究を行う学部生等を対象に実施する。

(3) 研究倫理教育の見直し

eラーニングの受講コースについて検討し、必要に応じて見直しを行う。

2.2. コンプライアンス委員会

(1) コンプライアンス案件への対応

コンプライアンス案件の通報があった場合は、適切かつ速やかに対応する。

(2) コンプライアンス規程の見直しと委員会内組織の確認

コンプライアンス規程の見直しを検討し、必要な場合は適正な改正を行う。

2.3. ハラスメント防止対策委員会

(1) ハラスメント防止対策の一環として、ハラスメントの防止と対策に関するリーフレットをリニューアルし、新年度のオリエンテーション時に学生及び教職員に配布する。また、ハラスメント防止対策委員がその内容を説明することにより、ハラスメント防止に向けての意識啓発を図る。

(2) ハラスメント防止に向けた意識啓発用のポスターを作成し、学内に掲示する。

(3) 全教職員を対象に、ハラスメント防止に向けた意識啓発研修を実施する。

(4) ハラスメント申立て案件に関する記録の精緻化と効率化を図る。

(5) ハラスメント防止ガイドラインを改訂する。

(6) ハラスメント被害者の人権を守るため、相談環境を整備するとともにハラスメント相談室（センター）の設置を検討する。

2.4. 情報基盤センター運営委員会

(1) 情報基盤センターの円滑な運営と規程等の整備

1) 情報基盤センターの運営に関する規程やガイドラインを策定し、適切な運用体制を確立する。

2) 学内の情報システムに関する運用ルールを明文化し、適切な管理体制を確立する。

(2) 学内の情報システムの活用促進

1) 学内の ICT 環境全体の最適化を図るため、PC ルームの利用方針を検討する。

2) メールサーバー、Web サーバーなどのクラウド化を検討・推進する。

3) DX を推進するため、教職員の ICT 環境を整備する。

(3) 情報システムの安定稼働に向けた活動

1) これまでに発生したシステム障害の原因を分析し、システムの安定稼働に向けた環境及び運営体制を構築する。

2) 安定したキャンパス通信環境の構築に向けて、次期ネットワーク更新計画を策定する。